

(全国町村議会議長会提出資料)

議会の活性化に関する要望

平成20年7月24日

全国町村議会議長会
都道府県会長会

議会の活性化に関する要望

地方分権の推進に伴い、地方自治体が担う役割はますます増大し、住民の代表機関として自治体の最終意思決定にあずかる議会の役割と責任は格段に重くなることにかんがみ、町村議会の更なる活性化を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 議員定数の上限値の撤廃

議員定数の上限値は撤廃し、地域の実情に応じて地方自治体が自主的に決定できるようにすること。

2 議会の議決権の強化

(1) 町村の基本計画、長期計画や高齢者保健福祉計画、一般廃棄物処理計画等の個別施策のマスタープランは、住民生活に直結する重要なものが多いため、法定の議決事項に追加すること。

- (2) 地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定は、自治事務はもとより法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、これを削除すること。
- (3) 事務・事業の民間委託、企業と結ぶ公害防止協定等の私法上の契約には、住民生活に密接な関係があり重要なものも多いので、法定の議決事項に追加すること。
- (4) 地域の実情を踏まえ、議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。
- (5) 地方自治体が設立した公社及び出資法人等に対し、地域の実情を踏まえ、議会が自律的にチェック機能を発揮するため、政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

3 議会と長の見直し

- (1) 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。

(2) 議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を過半数若しくは3分の2以上まで引き下げることに。

また、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。

(3) 一般的再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、長と議会両者の対立点を明確にするため、再議権の行使にあたっては、公聴会を開催するなど客観的基準を採用する制度に改めること。

(4) 専決処分は、議会の議決権が軽視される一因となっているため、議会が「不承認」とした場合、その効力が存続するものは将来効力を失わせ、改めて提案させるなどの措置を義務付けること。

(5) 決算が「不認定」の場合、再発防止、政策の変更、責任の所在の明確化について、長から議会への説明を義務付けること。

(6) 予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること。

4 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、議会事務局の設置については、都道府県議会と同様「置く」とすること。

5 意見書の誠実処理

地方議会の意見書については、法令により誠実処理の義務を明文化すること。

6 地方議会議員選挙の活性化

- (1) 選挙権と被選挙権の格差をなくすため、被選挙権年齢を引き下げること。
- (2) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。
- (3) 公営選挙を拡大するため、町村においても選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターについては、市と同様、条例で無料とすることができるよう、改めること。

7 地方議会議員の公務災害補償の充実

地方分権の推進に伴う地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が心置きなく安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。